

測量業務共通仕様書

第1条 適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、岡山県が発注する測量作業（以下「測量作業」という。）に係る測量業務の契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の中に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 現場技術業務、用地測量、用地調査、工損調査、設計業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める仕様書によるものとする。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出負担行為担当者あるいは分任支出負担行為担当者又は契約担当者若しくは分任契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
4. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、業務の技術上の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
5. 「検収員」とは、測量業務等の完了の確認に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
7. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
8. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
9. 「共通仕様書」とは、各測量作業に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
10. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量作業の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
11. 「現場説明書」とは、測量作業の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務等の契約条件を説

明するための書類をいう。

12. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
13. 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
14. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量作業の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
15. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
16. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
17. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量作業に係わる書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。
18. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「通知」とは、発注者又は監督員が受注者に対し、あるいは受注者が発注者に対し、測量作業に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為を求めることをいう。
21. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
22. 「回答」とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
23. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、テレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
24. 「検査」とは、契約図書に基づき、検収員が測量業務等の完了を確認することをいう。
25. 「打合せ」とは、測量作業を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
26. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
27. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し、内容を確認することをいう。

29. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
30. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
31. 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量作業の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

第3条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務等の実施のため監督員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

第4条 測量の基準

測量の基準は国土交通省の定める公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準の第2条の規定及び岡山県土地改良事業測量作業規程及び同規程に係る運用基準の第2条による他は、監督員の指示によるものとする。

第5条 作業の実施

測量作業は、「国土交通省公共測量作業規程」及び「岡山県土地改良事業測量作業規程」により実施するものとする。

第6条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等は無償で貸与又は追加支給するものとする。

第7条 監督員

1. 発注者は、測量業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第8条 主任技術者

1. 受注者は、測量作業における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

- 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 主任技術者は監督員が指示する関連のある測量作業等の受注者と十分協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 受注者又は主任技術者は、屋外における測量作業に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量作業が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第8条の2 担当技術者

- 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- 担当技術者は設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

第9条 提出書類

- 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務請負代金額（以下「請負代金額」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。
- 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 受注者は、契約時又は完了時において、請負代金額100万円以上の業務について受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時には完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)（ただし、農業農村整備事業については、請負代金額500万円以上の業務について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)）に基づき、「業務カルテ」または「業務実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターまたは社団法人農業農村整備情報総合センターにフロッピーディスク、又は公衆回線を通じたオンラインで提出するとともに、(財)日本建設情報総合センターまたは社団法人農業農村整備情報総合センターが発行する「業務カルテ受領書」または「業務実績登録の受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第10条 打合せ等

- 測量作業を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 測量業務等の着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて主任技術者等と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3. 主任技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

第11条 作業計画書

1. 受注者は、契約締結後14日以内に作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 作業計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 作業概要	(2) 実施方針
(3) 作業工程	(4) 作業組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 成果品の内容、部数
(7) 使用する主な図書及び基準	(8) 連絡体制（緊急時含む）
(9) 使用機器する主な機器	(10) その他
3. 監督員は、提出された作業計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上修正させることができるものとする。
4. 受注者は、作業計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更作業計画書を提出しなければならない。

第12条 資料の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については、複写してはならない。

第13条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量作業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量作業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。
2. 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第14条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は、監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合には、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量作業の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

い。

3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
4. 受注者は、測量作業の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第15条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量作業を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には契約書第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量作業を円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量作業実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは監督員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第16条 成果物の提出

1. 受注者は、測量業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けなければならない。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示に同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しをするものとする。
3. 受注者は成果品において使用する計量単位については、国際単位系（S I）によるものとする。ただし、従来単位を併記してもよい。
4. 受注者は、成果品の電子化（以下「電子納品」という。）を行う場合、以下の基準等に基づき行うものとする。
 - (1) 岡山県電子納品要領（案）【業務委託編】
 - (2) CAD製図基準（案）国土交通省
 - (3) デジタル写真管理情報基準（案）国土交通省
 - (4) 地質調査資料整理要領（案）国土交通省

なお、成果品を電子納品する範囲については、監督員と協議するものとする。

第17条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、測量作業の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第18条 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には契約書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検収員は、監督員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量作業成果品の検査
 - (2) 測量作業管理状況の検査測量作業の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第19条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検収員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の積に帰すべきものではない場合は、意義申し立てができるものとする。
3. 検収員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検収員の指示に従うものとする。
4. 検収員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第20条 条件変更等

1. 監督員が、受注者に対して測量作業内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量作業の変更」という。）の指示を行う書面は、指示書によるものとする。
2. 受注者は設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第15条第1項にさだめる現地への立入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第21条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量作業等の請負契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量作業内容の変更により請負代金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第20条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量作業の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第22条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量作業等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び調査業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第23条 一時中止

1. 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量作業の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等という。」)による調査業務等の中断については、受注者は監督員と協議し、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の作業の進捗が遅れたため、測量作業等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合。

この場合において、受注者は測量作業の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、測量業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

第24条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発

- 注者の責に帰すべき損害とされた場合。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合。

第25条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合。
- (2) 契約書第40条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合。
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合。

第26条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途測量作業の用に供する必要がある場合。
- (2) その他特に必要と認められた場合。
2. 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない

第27条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (1) 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、測量業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。
- なお、協力者が、岡山県測量・建設コンサルタント等契約競争参加資格者である場合には、指名停止期間中であってはならない。

第28条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第29条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはなら

ない。

2. 受注者は、成果物の発表に際しての守秘義務について、第28条第1項の承諾を受けた場合にはこの限りではない。

第30条 安全等の確保

1. 受注者は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う測量業務等に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針（平成13年改訂版）」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 受注者は、測量作業現場に別途測量作業又は工事等が行われる場合は、相互強調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受注者は、測量作業実施中管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務等実施中の安全を確保しなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
5. 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
6. 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、測量作業現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の表示をしなければならない。
7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時において

は第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

9. 受注者は、屋外で行う測量業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。